

香美市議会ハラスメント防止条例 を制定しました

6月定例会議最終日の6月26日、香美市議会ハラスメント防止条例特別委員会より提出した発議は全会一致で可決となり、香美市議会ハラスメント防止条例が制定されました。

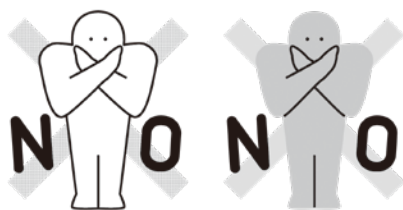
もとより香美市議会が制定している「香美市議会議員政治倫理条例」には、昨今のハラスメントに関して明確な規定がなく、議員自らが改めて自身を律するために特別委員会を立ち上げ、1年3カ月にわたって協議を重ねてきたものです。また、発議前には約1カ月間パブリックコメント（意見公募手続）を行いました。ご協力ありがとうございました。

条例制定の背景を記した条例の前文をご紹介します。

香美市議会議員（以下「議員」という。）は、常に高い倫理観を保持し、香美市議会（以下「議会」という。）の構成員であることを自覚し、議員活動を行わなければならない。議員活動を行うに当たり、香美市役所職員（以下「職員」という。）に対しては、対等の立場として相互の信頼を大切に接しなければならない。

ハラスメントは、他者の人格及び尊厳を侵す人権問題であり、職員等の業務及び議員活動並びに市民の福祉に支障を来し、議会及び議員の社会的信用及び信頼を失うこととなる。

議会は、ハラスメントの防止及び根絶に努め、市民から信頼される議会を目指すことを決意し、この条例を制定する。



条例の全文はリンク先をご覧ください。

香美市議会ハラスメント防止条例

<https://www.city.kami.lg.jp/site/gikai/harasumenntozyourei.html>



本会議のライブ中継や録画をご覧ください

「香美市ホームページ」から「香美市議会」をお選びいただき、「インターネット議会中継(外部サイト)」をクリックすることでもご覧いただけます。



← 議会中継は
こちらから

https://smart.discussvision.net/smart/tenant/kami/webView/rd/council_1.html